

人権相談、
あれこれ

こんなとき、
どうする？



はじめに

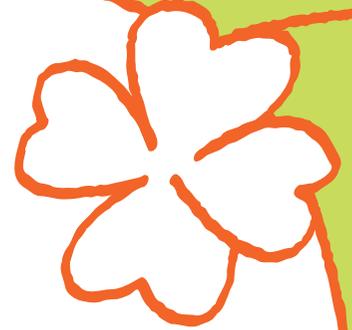
自分や周りの人の「人権」が十分に守られていないと感じたときに、どこかに相談したり、誰かに話を聞いてほしいと思っても、どのようにすればいいのか分からなくて、困ったことはありませんか？

県では、そのようなときに納得のいく相談ができ、人権を守っていくためのアドバイスを受けられる体制を整えることが大切だと考え、「なら人権相談ネットワーク」として県内の人権相談窓口を組織し、その連絡先を一覧にまとめて「リーフレット」を作成しています。そのリーフレットを活用していただくにあたり、この冊子では、さまざまな人権課題の分野での具体例を掲げて、家庭、地域社会、学校、職場などあらゆる場面でのそれぞれの「人権」に関する悩みについて、どこでどのように相談すればよいかについて、よりの確でわかりやすい情報をお示ししています。

また、本文に記載の相談窓口以外についても、巻末の「なら人権相談ネットワーク 相談窓口一覧」で紹介しています。

この冊子をご覧くださいことで、「なら人権相談ネットワーク リーフレット」がより有効に活用され、「人権」に関する相談がしやすくなることを願っています。

平成29年2月 奈良県人権施策課





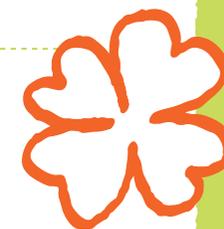
「なら人権相談ネットワークリーフレット」について

なら人権相談ネットワーク設立趣旨

平成17年のなら人権相談ネットワーク設立に先立って平成15年に実施された人権についてのアンケートでは、自分の人権が侵害されたときの対応として、「だまって我慢した」「親や友人など身近な人に相談した」とする回答が多く、行政機関や民間団体へ相談した人は少数でした。そのため、だれもが容易に、また安心して利用できるように、当事者の立場に立った相談・支援体制を整備することの必要性が確認されました。県の中長期的な人権施策の推進指針として策定した「人権施策に関する基本計画」においても、相談・支援を人権施策の基本的な柱の一つとして位置づけ、その積極的かつ効果的な推進をめざしています。さらに、近年の社会情勢の変化に伴い、相談内容は様々な要因が絡み合っただ複雑多様化しており、こうした人権相談に迅速かつ総合的に対応するためには、行政機関だけでなく、柔軟で機動的な取組を行っているNPO等の民間団体との連携強化も必要です。そのため、国、県、市町村、NPO等のさまざまな人権相談機関が密接に連携・協力し、当事者の立場に立ったきめ細かな相談・支援を行うことができるよう「なら人権相談ネットワーク」が設立されました。

なら人権相談ネットワークリーフレット

「なら人権相談ネットワーク」は114の機関で構成されています(平成28年4月現在)。その一覧をまとめたものが、「なら人権相談ネットワークリーフレット」です。このリーフレットは毎年作成しており、奈良県内の関係機関・団体に配布し、広く県民のみなさまのお手元に届くように窓口には置いたり、人権相談窓口の相談員が活用するなど、人権相談・支援活動の輪を広げるために利用いただいています。また、奈良県公式ホームページの「人権施策課」のページからもご覧いただけるようになっていますので、この冊子と併せて大いにご活用ください。



同和問題の相談 あねこれ①

私には結婚を約束した人がいます。先日、私の両親にそのことを話しました。すると、両親は、「相手の出身地や職業について詳しく知りたいから聞き合わせをする。」と言い出しました。はっきりと口にはしませんが、どうやら、その人が同和地区の出身であるかを気にしているようです。私は、身元調査はいけないことだと教わってきましたが、どのように言えば両親にそのことをわかってもらえるのでしょうか。



同和地区出身であることを理由に結婚に反対することは、あってはならない差別です。不当な偏見に基づいて、当然の権利を奪うことは、著しく人権を損なうこととなります。そうすることは同和地区出身者だけでなく、同和地区出身でない人の愛する人といっしょに暮らすという当たり前の幸せをも奪ってしまいます。このような差別につながる身元調査や聞き合わせは絶対に許されません。まずは、お二人が真剣に結婚について考え、相手のことを大切に思っていることを話し、理解してもらいましょう。その上で、身元調査をすることが間違った行為であることをきちんと話されるとよいと思います。

相談
窓口

- 奈良県人権施策課 📞0742-27-8726
- 奈良県教育委員会 人権・地域教育課 📞0742-27-9858
- 市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会 📞0744-22-9611
- NPOなら人権情報センター 📞0744-33-8824 (電話・FAX共通)
- 部落解放同盟奈良県連合会 📞0742-64-1631

同和問題の相談 あれこれ②

同和問題解決を掲げる団体から機関誌購入依頼の電話があり、「協力しないと差別者として糾弾する」と脅されましたが、なんとか断りました。にもかかわらず、後日書籍が一方的に送りつけられ、請求書が同封されていました。面倒に巻き込まれるのも嫌なので払ってしまった方がいいのかな、とも考えていますが、やはり納得できません。どうしたらよいのでしょうか。



この団体の行為は明らかにエセ同和行為です。エセ同和行為とは、同和問題を口実に、「同和問題はこわい問題で、できるだけ避けたい」といった誤った意識につけ込んで「押し売り」「ゆすり」「たかり」等をする行為です。当然、機関誌を購読しないことで差別者とはなりません。毅然とした態度で「購読しない。」と断ったことは、正しい対応でした。このように購入意思がないのに一方的に送りつける手口は、「送りつけ商法（ネガティブオプション）」と呼ばれ、返送義務はなく、①商品の送付があった日から起算して14日を経過する日 ②消費者が業者に引き取りを請求した日から7日を経過する日以降は消費者は自由に商品を処分することができます。もし、電話で購入を認めてしまえば、「電話勧誘販売」に該当し、クーリングオフが必要になります。こうした対応に不安がある場合は、消費生活センター等に相談してください。

相談
窓口

- 部落解放同盟奈良県連合会 …… ☎0742-64-1631
- NPOなら人権情報センター …… ☎0744-33-8824 (電話・FAX共通)
- NPO法人ほっとねっと …… ☎0742-94-6800 (電話・FAX共通)
- 奈良県消費生活センター …… ☎0742-36-0931

女性の相談 あれこれ①

夫はなにか機嫌を損ねると妻の私に対して殴る、蹴るの暴力をふるいます。知人に相談しても、夫婦げんかぐらいにしか思ってもらえません。近ごろ、この暴力がどんどんエスカレートしてきています。どうすればいいでしょうか。



家庭内での暴力、配偶者や恋人からの暴力をDV(ドメスティック・バイオレンス)といいます。たとえ夫婦や恋人同士でも暴力をふるうことは犯罪です。「私が耐えれば済むのなら」とか「いつかわかってくれるはず」などと泣き寝入りしてはいけません。DVが起きている中で、二人の関係だけで解決するのは、困難です。県では、奈良県中央こども家庭相談センターや奈良県高田こども家庭相談センターが、また、民間では「『女性への暴力』ホットライン奈良」などの窓口がDV被害や心配事等、女性が抱えるさまざまな問題に関する相談を行っています。一人で抱え込まないで、こうした人権相談窓口へ一度相談してみてください。

相談 窓口

- 奈良県中央こども家庭相談センター 女性相談課 📞0742-22-4083
- 奈良県高田こども家庭相談センター 📞0745-22-6079
- 「女性への暴力」ホットライン奈良 📞0745-75-3888